

保存期間：10年

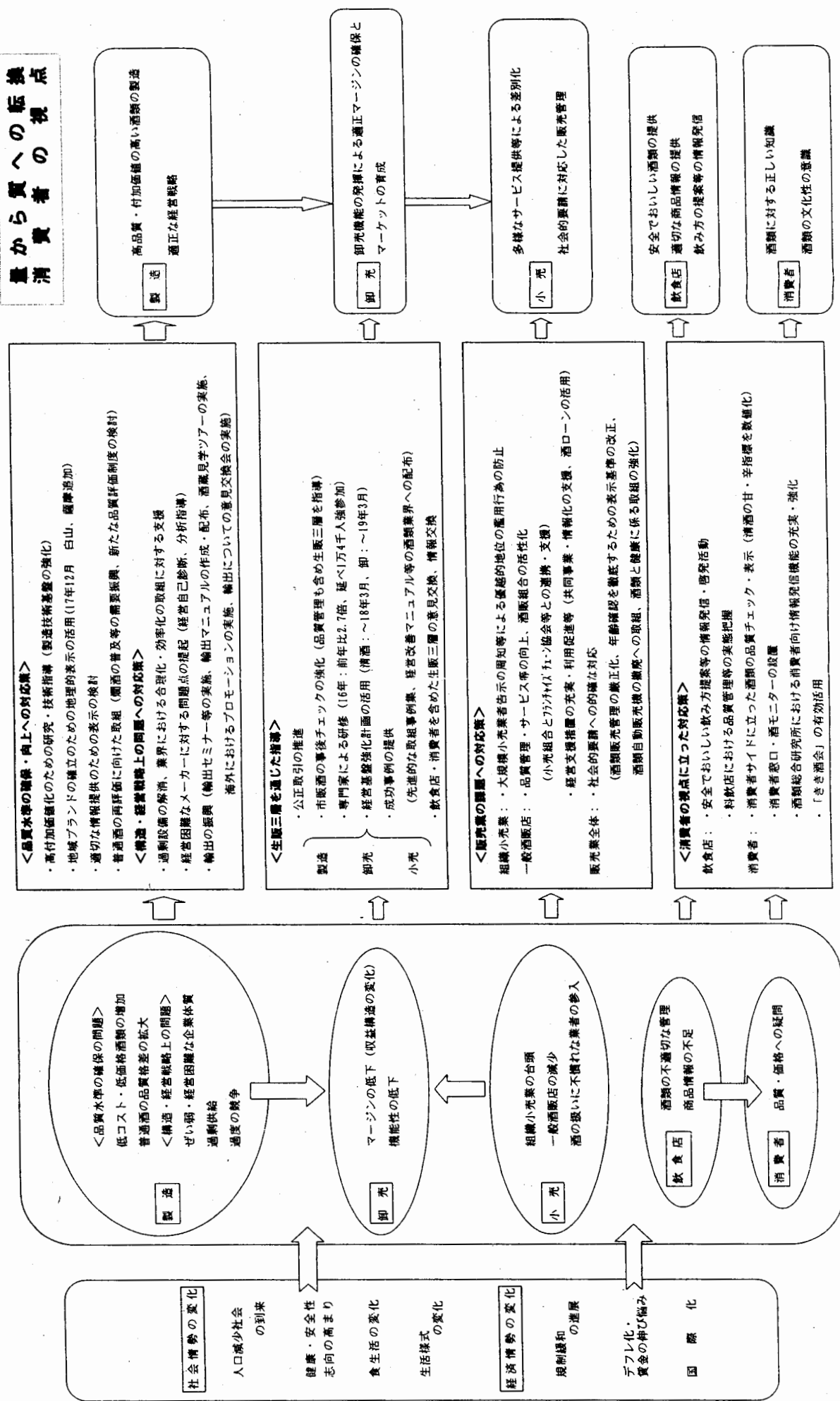
資料	4
----	---

酒類行政を巡る最近の動き

酒類産業の現状と今後のあり方

将来像

対 策（行政・業界、それぞれにおける取組）



酒類の陳列場所における表示の改正

改正の背景

酒類の陳列場所には、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（表示基準）により、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示をしなければならないこととされていましたが、未成年者の酒類へのアクセスを未然に防止するため、より説得力・実効性のある表示とする表示基準の改正が行われました。

改正の概要

- 酒類の陳列場所に表示しなければならないこととされている「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示について、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示が「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に改正されました。

※ 「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示とは、例えば、「成年者と確認できない場合は酒類を販売しません」、「年齢確認実施中、未成年者には酒類を販売しません」又は「年齢を確認の上、成人のみに酒類を販売します」等の年齢確認を実施している旨及び未成年者には酒類を販売しない旨の文言が一体的に表示されているものをいいます。



(改正前)

お酒コーナー

未成年者の飲酒は法律
で禁止されています。

(改正後)

お酒コーナー

20歳以上の年齢である
ことを確認できない場
合には酒類を販売しま
せん。

- 酒類と他の商品を「明確に区分」するための「陳列されている商品が酒類である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示についても、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示が「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に改正されました。

適用日

この改正は、平成 17 年 10 月 1 日から適用します。

※ 平成 17 年 9 月 30 日までに酒類の製造免許又は販売業免許を取得した酒類小売販売場においては平成 19 年 9 月 30 日まで、平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に酒類の製造免許又は販売業免許を取得した酒類小売販売場においては平成 18 年 3 月 31 日まで、従前の「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示によることができます。

「地理的表示に関する表示基準」の改正

地理的表示 ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的産地に主として帰せられる場合において、当該商品が(WTO)加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示

改正前

WTO加盟国における保護 (TRIPS協定)

日本における保護 (平成6年国税庁告示第4号)

日本の地理的表示
(国税庁長官が産地指定)

ぶどう酒 (事例なし)
蒸留酒 (例: 琉球)

他国で保護されている
地理的表示

ぶどう酒 (例: ボルドー)
蒸留酒 (例: スコッチ)

改正後

WTO加盟国における保護

日本における保護

日本の地理的表示
(国税庁長官が産地指定)

ぶどう酒
蒸留酒

他国で保護されている
地理的表示

ぶどう酒
蒸留酒

(日本でのみ保護)

国税庁長官が産地指定した
地理的表示 (国内外問わず)

清酒 (例: 白山)

国税庁告示「地理的表示に関する表示基準」(改正後: 下線部が追加)

¹ 省略

2 (1) 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する地理的表示のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されている地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用してはならない。

(2) 清酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とする清酒について使用してはならない。
2(3)~3 省略

(今回の改正部分には下線を付しています。)

地理的表示に関する表示基準第二項に規定する国税庁長官が指定する
ぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地を定める件

(平成7年6月30日
国税庁告示第6号)

改正 平成16年国税庁告示第5号

改正 平成17年国税庁告示第31号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）
第八十六条の六第一項の規定に基づき定めた「地理的表示に関する表示基準」
（平成六年十二月二十八日国税庁告示第四号）第二項に規定する国税庁長官が
指定するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地を次のように定める。

産地を指定する酒類	指定産地名	産地の地域
しょうちゅう（酒税法第三条第五号に規定するしょうちゅうであって同法第四条第一項に定めるしょうちゅう乙類をいう。以下同じ。）	老岐	長崎県 老岐市
しょうちゅう	球磨	熊本県 球磨郡 人吉市
しょうちゅう	琉球	沖縄県
<u>しょうちゅう</u>	<u>薩摩</u>	<u>鹿児島県（名瀬市及び大島郡を除く。）</u>
<u>清酒（酒税法第三条第三号に規定する清酒をいう。）</u>	<u>白山</u>	<u>石川県 白山市</u>

しょうちゅう乙類製造免許の要件緩和について

1 しょうちゅう乙類製造免許に係る要件緩和の考え方

しょうちゅう乙類については、近年需要が伸びている状況にある中で、地域の特産品であるさつまいも等を原料としたしょうちゅう乙類の新規製造免許の要望が高まっている。

これまで、米・麦・さつまいも・そばを除く地域特産品を原料とするしょうちゅう乙類については、その製造及び販売見込数量から販売先が当該地域に限定されていると認められる場合には全体的な需給に及ぼす影響が小さいと判断されるとの考え方の下、その製造免許の付与を認めてきたところであるが、上記のような状況を踏まえ、地域特産品である米・麦・さつまいも・そばを原料とする場合においても、以下のような要件等の下で、その製造免許の付与を認めていくこととした（平成 18 年 1 月 23 日付課酒 1 - 5 改正）。

2 要件等の概要

- ① 製造場の所在する地域の特産品である米、麦、さつまいも又はそばを主原料とすること。なお、地域の単位は、原則として市町村単位とする。
- ② 製造場の所在する都道府県におけるしょうちゅう乙類の課税移出数量と小売数量を比較した場合に、直近 3 年度の平均において、課税移出数量が小売数量を下回っていること。
- ③ 1 製造場当たりの製造数量は、当分の間、年間 100 キロリットルを限度とすること。

(以 上)

「勸告の方向性」を踏まえた酒類総合研究所の見直しの概要

1 研究・調査業務等の重点化・効率化

(1) 研究・調査業務の重点化

行政ニーズ、社会経済情勢の変化に対応した研究・調査への重点化

(2) 研究体制の再編

研究室制から、より大きな部門制への再編

(3) 民間機関との共同研究化の促進

民間資金を導入することが適当な研究課題の積極的な共同研究化の促進

(4) 鑑評会の業界団体との共催化

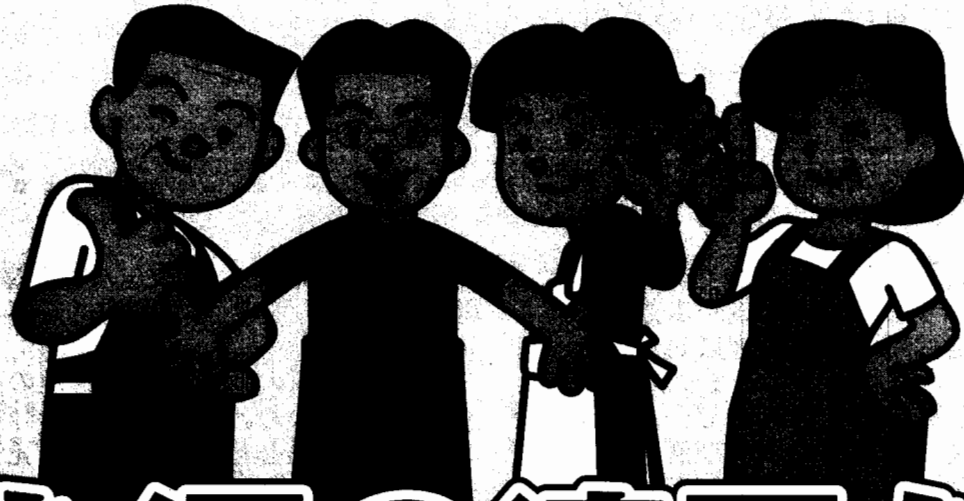
鑑評会を後援又は業界団体との共催に移行

(5) 人件費を含むコスト削減の徹底

2 中期目標等における法人の任務・役割等の明確化

3 非公務員による事務及び事業の実施

国に加え、民間、大学等と人事交流などの連携を促進



お酒の適正な 販売管理に向けて

年齢確認や酒類の陳列場所等への表示を行うなど
お酒の適正な販売管理をお願いします。



平成17年10月

国 税 庁

売る人、売り方、ルール。

- 免許の申請書の記載事項に「酒類の販売管理に関する事項」が追加されました。
- 酒類販売管理者の選任時期が改正されました。
- 報告事項が追加されました。
- 責任者の指名の基準を明確にしました。
- 酒類の陳列場所における表示が改正されました。

改正の背景

酒類販売を取り巻く環境が大きく変化する中で、未成年者飲酒防止をはじめとした酒類の販売管理に対する社会的な要請がより一層強まっています。

国税庁においては、これまで、酒税法及び酒類業組合法（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律）の改正（平成15年5月）に伴い、酒類小売業者における酒類販売管理者の選任や販売管理研修の実施・受講に関しての

周知啓発、表示基準の改正など、様々な施策・取組を行い、社会的な要請に対応してきたところです。

今回、酒類の適正な販売管理の確保をより確実にするため、酒税法施行令等に免許申請書の記載事項として、酒類の販売管理に関する事項を加える等の改正が行われました。

（注）酒類小売業者には、酒類製造業者又は酒類卸売業者であって酒類の小売販売を行う者を含みます。

改正のポイント

平成17年9月1日から適用

- 免許の申請書の記載事項に「酒類の販売管理に関する事項」を追加**（酒税法施行令、同規則の改正）
酒類販売業免許等の申請にあたり、酒類の適正な販売管理体制が構築されることを審査するために「酒類の販売管理に関する事項」が、免許の申請書の記載事項に追加されました。
- 酒類販売管理者の選任時期の改正**（酒類業組合法施行規則の改正）
酒類販売管理者の選任時期について、酒類小売業者の場合は「酒類の販売業務を開始するときまでに」を「酒類の販売業免許を受けた後遅滞なく」に改正されました。
（注）ここでの「酒類小売業者」とは、酒類卸売業者以外の販売業者を言います。
- 報告事項の追加**（酒類業組合法施行規則の改正）
財務大臣は、酒類販売管理者が行う助言又は指導に関して必要な報告を酒類小売業者に求めることができる旨の規定が追加されました。
- 責任者の指名の基準の明確化**（事務運営指針の改正）
従来から酒類販売管理者が長時間不在となる場合等には、酒類販売管理者に代わる者を「責任者」として指名し、その販売場に配置していただくようお願いしてきたところです。
しかしながら、「責任者」の指名の基準が明確でなかったことから、基準の明確化を図ることとしたので、次の(1)から(7)に掲げるいずれかに該当する場合には、その販売場において酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を「責任者」として必要な人数を指名し、配置していただくようお願いいたします。

- (1) 夜間（23時から翌日5時）において、酒類の販売を行う場合
- (2) 酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間（2～3時間以上）不在となることがある場合
- (3) 酒類売場の面積が著しく大きい場合（100平方メートル以上の場合）
この場合、100平方メートルを超えるごとに、1名以上の責任者を指名してください。
- (4) 同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合
この場合、酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名してください。
ただし、レジスター等により代金決済をする場所が各階になく1か所にしかない場合で、かつ、酒類販売管理者のみで酒類の適正な販売管理が確保できると認められる場合は、酒類販売管理者に代わる責任者を指名しなくても差し支えありません。
- (5) 同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合（20メートル以上離れている場合）
- (6) 複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一階において酒類売場の点在が著しい場合（3箇所以上ある場合）
- (7) その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

平成17年10月1日から適用

酒類の陳列場所における表示の改正（未成年者の飲酒防止に関する表示基準、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の改正）

「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を酒類の陳列場所に表示しなければならないこととされています。これらの表示のうち、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示が「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に改正されました。

なお、次の酒類の製造免許又は販売業免許の取得時期に該当する酒類小売販売場においては、それぞれ次の期間について、従前の「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示によることができます。

- ① 平成17年9月30日までに酒類の製造免許及び販売業免許を取得した酒類小売販売場
.....平成19年9月30日まで
- ② 平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間に酒類の製造免許及び販売業免許を取得した酒類小売販売場
.....平成18年3月31日まで

目次

4～7p 酒類販売管理者の選任・研修の受講

8～14p 酒類の陳列場所等における表示

15p 酒類小売業に対する社会的要請



酒類販売管理者の選任・研修の受講

酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに酒類販売管理者を選任しなければなりません。

① 酒類販売管理者の選任・届出書の提出

■酒類小売業者は、酒類の小売販売場（以下、「販売場」といいます。）における酒類の適正な販売管理の確保を図るため、販売場ごとに、酒類販売管理者を選任しなければなりません。

■酒類販売管理者の選任は、販売場ごとに、酒類小売業者については酒類の販売業免許を受けた後遅滞なく、酒類製造業者又は酒類卸売業者であって酒類の小売販売を行う者については酒類の販売業務を開始するときまでに行わなければなりません。

■酒類販売管理者を選任したときは、2週間以内に「酒類販売管理者選任届出書」を、所轄の税務署に提出しなければなりません。

■酒類販売管理者に選任することができる者は、酒類の販売業務（※）に従事する者のうち、右の〈1〉～〈3〉に該当する者です。なお、酒類小売業者（法人であるときは、その役員）がその販売場において酒類の販売業務に従事するときは、自ら酒類

販売管理者となることができます。

※「酒類の販売業務」とは、その販売場における酒類の販売（スーパーマーケット等のレジにおいて酒類の代金の決済を行うことを含みます。）又は酒類の陳列、管理及び商品説明等の業務のことをいいます。

（1）次の（1）、（2）に該当しない者

- （1）未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人
- （2）酒税法第10条第1号、第2号又は第7号から第8号までの規定に該当する者

（2）酒類小売業者に引き続き6ヶ月以上の期間継続して雇用されることが予定されている者（酒類小売業者と生計を一にする親族及び雇用期間の定めのない者を含みます。）

（3）他の販売場において酒類販売管理者に選任されていない者。

同一人が複数の販売場の酒類販売管理者になることはできません。

② 酒類販売管理者の役割

■酒類販売管理者は、販売場において酒類の販売業務に関する法令を遵守した業務が行われるよう酒類小売業者に助言（※1）し、あるいは酒類の販売業務に従事する従業員等に対して指導（※2）を行います。

■酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う助言を尊重しなければなりません。また、酒類の販売業務に従事する従業員等は、酒類販売管理者の指導に従わなければなりません。

※1 酒類小売業者に対する助言の主なもの

- （1）未成年者の飲酒防止に関する表示基準をはじめ、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令に基づいた適正な販売管理の確保を図るための必要な措置に関する事項
- （2）酒類の販売業務に従事する従業員等に対する指導が徹底されるための体制の整備に関する事項

具体的な例

- 酒類の販売業務に従事する従業員等に対する法令の知識修得等を目的とした社内研修の積極的な実施を酒類小売業者に促す。

※2 従業員等に対する指導の主なもの

- （1）未成年者の飲酒防止等を図るための年齢確認の実施及び酒類の陳列場所における表示など酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令に関する事項
- （2）社内研修を行ってアルコール飲料としての酒類の特性や酒類の商品知識等に関する事項

具体的な例

- 未成年者と思われる者に対する年齢確認を、確実に実施するよう指導する。
- ポスターの掲示、店内放送などによる未成年者飲酒防止及び適正飲酒等の注意喚起を適切に実施するよう指導する。

酒類小売業者は、酒類販売管理者に、酒類販売管理研修を受講させるよう努めなければなりません。

■酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任したときは、3ヶ月以内に、酒類販売管理研修を受講させるよう努めなければなりません。

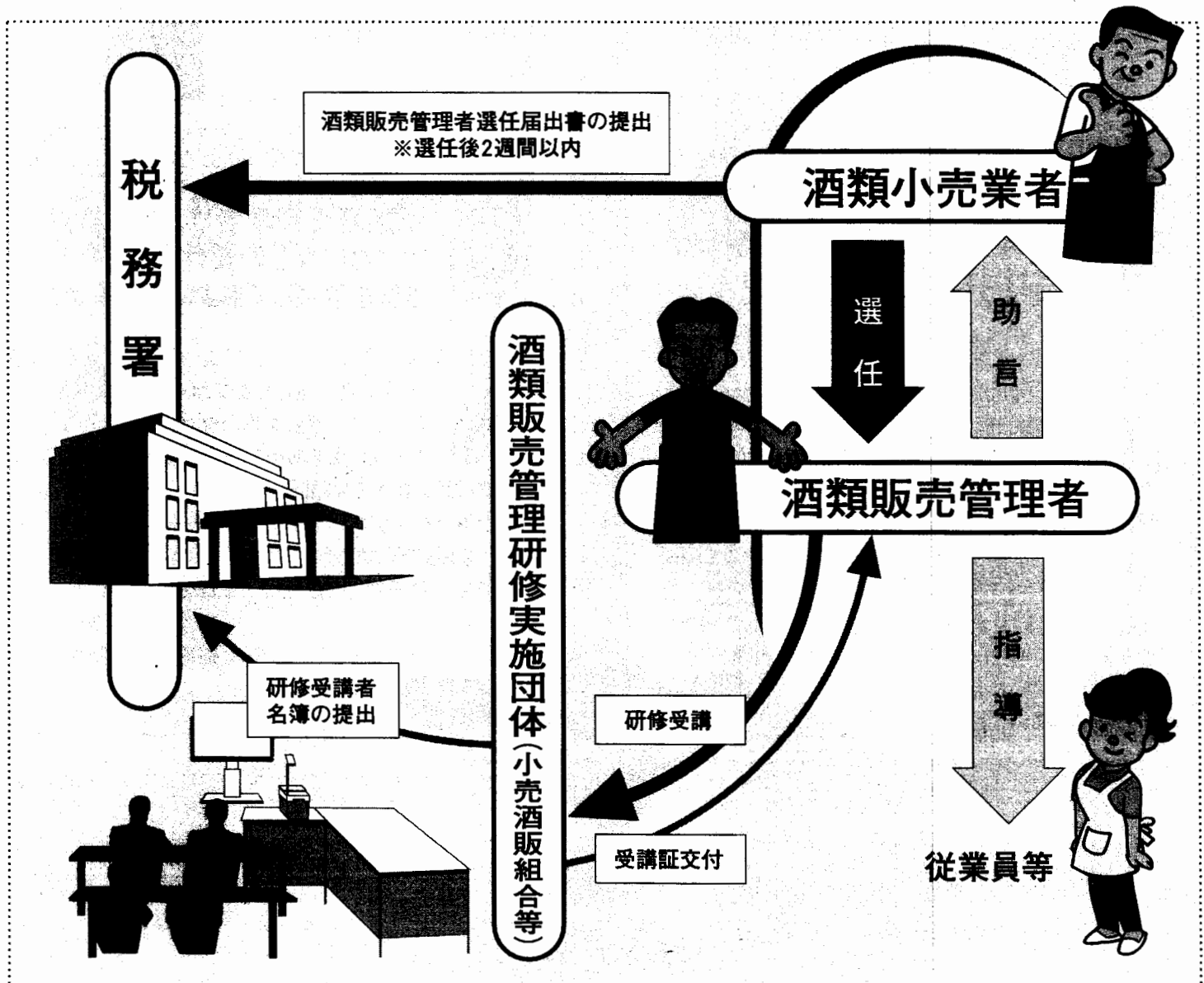
■酒類販売管理研修は、致酔性などを有する酒類の特性や酒類小売業者が遵守すべき関係法令の知識の向上を図ることに、酒類販売管理者の資質を高め、販売場における酒類の適正な販売管理の確保についてより実効性を高めることを目的として実施されるものです。

■酒類販売管理研修は、小売酒販組合などであって、財務大臣が指定した団体が実施します。

■販売場の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理者が酒類販売管理研修を受講した事績等を掲示するようお願いします。

(注1)研修を受講した方には、研修実施団体から受講証が交付されますので、これを掲示していただいても結構です。

(注2)掲示にあたっては、個人情報の取り扱いに配慮して下さい。



Q&A

選任関係

Q 酒類販売管理者は、何人選任する必要がありますか？

A 販売場ごとに1人選任します（複数選任することはできません）。

なお、一つの免許に係る販売場であっても、例えば、酒類売場の面積が著しく大きい場合（100平方メートル以上の場合）などには、酒類の適正な販売管理の実効性を確保する観点から、酒類売場ごとに酒類販売管理者に代わる方を責任者として指名し、配置するようお願いします（2ページ「改正のポイント」の4参照）。

Q 酒類販売管理者を選任しない場合には、罰則がありますか？

A 酒類販売管理者を選任しない場合には、罰則の適用があります（10万円以下の罰金）。

罰則の適用があった場合には免許を取り消されることがあります。

また、酒類販売管理者を選任していても、選任届出書を所轄の税務署に提出していない場合には罰則の適用があります（1万円以下の過料）。



Q 酒類販売管理者は常駐しなければならないのですか？

A 常駐する義務はありません。しかし、酒類販売管理者が休暇をとられたり、用務で販売場を長時間不在にするときは、酒類の適正な販売管理の実効性を確保する観点から、酒類の販売業務に従事する方の中から酒類販売管理者に代わる方を責任者として指名し、配置するようお願いします（2ページ「改正のポイント」の4参照）。

なお、責任者についても成年者を指名することが望ましく、特に夜間（23時から翌日5時）においては成年者とするようお願いします。

Q 酒類販売管理者は、未成年者ではないなどの要件さえ満たせば誰を選任してもよいのですか？

A 未成年者ではないなど、4ページに記載されている要件を満たせば、誰を選任しても差し支えありません。しかし、小売業者に助言し又は酒類の販売業務に従事する従業員等に指導を行う方ですので、酒類の販売業務について責任をもって管理できる立場にある、例えば、店長、酒類売場の責任者等を選任するようお願いします。



Q&A

研修関係

Q 研修は必ず受講させなければならないのですか。受講させない場合、罰則がありますか？

A 酒類販売管理研修は、致酔性などを有する酒類の特性や酒類小売業者が遵守すべき関係法令の知識の向上を図ることにより、酒類販売管理者の資質を高め、販売場における酒類の適正な販売管理の確保についてより実効性を高めることを目的として実施されるものです。

受講しない場合であっても罰則はありませんが、その趣旨をご理解いただき、酒類販売管理者に、必ず受講させるようお願いいたします。

Q 研修には、受講手数料がかかるのですか？

A 研修受講には、各研修実施団体が定める受講手数料をご負担いただくことになります。受講手数料は実費相当と認められる額として定めなければならないこととなっています。

具体的な金額は各研修実施団体にお尋ねください。



Q 研修ではどのようなことを学ぶのですか？

A 次のような事項についての知識を修得していただきます。

- 酒類の特性
- 酒類小売業者等が酒類の販売業務に関して遵守しなければならない法令
(酒税法、酒類業組合法、未成年者飲酒禁止法、リサイクル関係法、独占禁止法等)
- 酒類と健康等
- 酒類の商品知識

Q 研修は、一度だけ受講させればいいのですか？

A 研修受講後において法律が改正されることもあり、また変化の激しい現代において、酒類の適正な販売管理を確保していただくためには、常に新たな知識を修得していただく必要があります。

このため、研修実施団体にはその構成員等の方に概ね3年ごとの定期研修の受講を求める等、酒類販売管理研修の定期的な実施に努めるよう指導していますので、酒類販売管理者に研修を定期的に受講させるようお願いいたします。



酒類の陳列場所等における表示

酒類の陳列場所には、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨(※1)を表示しなければなりません。

平成17年9月30日までに酒類の製造免許又は販売業免許を取得した酒類小売販売場においては平成19年9月30日まで、平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間に酒類の製造免許又は販売業免許を取得した酒類小売販売場においては平成18年3月31日まで、従前の「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示によることができます。

■これらの表示は、**100ポイントの活字以上の大きさの日本語**で明りょうに表示しなければなりません。

なお、100ポイントは最低限のもので、酒類の売場の面積、陳列棚の大きさ等を踏まえてできるだけ大きな文字で、目立つように表示していただくようお願いします。

■酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離(※2)されていない場合については、酒類を他の商品と陳列棚等により明確に区分(※3)した上で表示するなど、陳列されている商品が酒類であることを購入者が容易に認識できる方法により表示します。

※1 「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示とは

「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示とは、例えば、「成年者と確認できない場合は酒類を販売しません」、「年齢確認実施中、未成年者には酒類を販売しません」又は「年齢を確認の上、成人のみに酒類を販売します」等の年齢確認を実施している旨及び未成年者には酒類を販売しない旨の文言が一体的に表示されているものをいいます。

※2 「明確に分離」とは

「明確に分離」とは、酒類の陳列場所を壁若しくは間仕切り等で囲うことにより、又は酒類をレジカウンターの内側等に陳列して購入者が酒類に触れられない状態とする等により、酒類と他の商品の陳列場所を物理的に分離し、又は酒類の陳列場所を独立させることをいいます。

※3 「明確に区分」とは

「明確に区分」とは、例えば、酒類を他の商品と混在しないように区分して陳列し、酒類の陳列箇所を明らかにする等、陳列されている商品が酒類であること及び酒類の陳列箇所を購入者が容易に認識できるようにしていることをいいます。

なお、陳列棚等に酒類が陳列されているときは、右の①～③に掲げる場合に、「明確に区分」されているものとして取り扱われます。

① 陳列棚等に陳列されている商品の全部が酒類である場合

陳列棚等(扉がある場合には扉を含む)の見やすい位置に、「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示します。冷蔵ケースのように扉がある場合には、扉を閉じた状態又は開いた状態のいずれの場合でも認識できるように表示します。

② 陳列棚等に陳列されている商品の一部が酒類である場合

①陳列棚等(扉がある場合には扉を含む)の見やすい位置及び②酒類と他の商品を区分している棚板又は仕切り板等の両方に、「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示します。冷蔵ケースのように扉がある場合には、扉を閉じた状態又は開いた状態のいずれの場合でも認識できるように表示します。

③ 床に箱又はケースに入った商品を積上げている場合

積上げている商品の全部が酒類であるか、一部が酒類であるかに応じ、①又は②の方法に準じて、「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示します。

①から③の表示には文字の大きさ(ポイント数)の定めはありません。表示する箇所の状況に応じた大きさで表示しましょう。

＜酒類の陳列場所における表示例＞

■表示① 「酒類の売場である」旨等の表示

お酒コーナー
20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません

お酒コーナー！
20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません

■文字の大きさは100ポイント以上の大きさにしてください。

■100ポイントは最低基準です。売場に合わせてできるだけ大きな文字で表示しましょう。

お酒

■表示② 「明確に区分」するための表示(文字の大きさの定めはありません。)

これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。

これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。

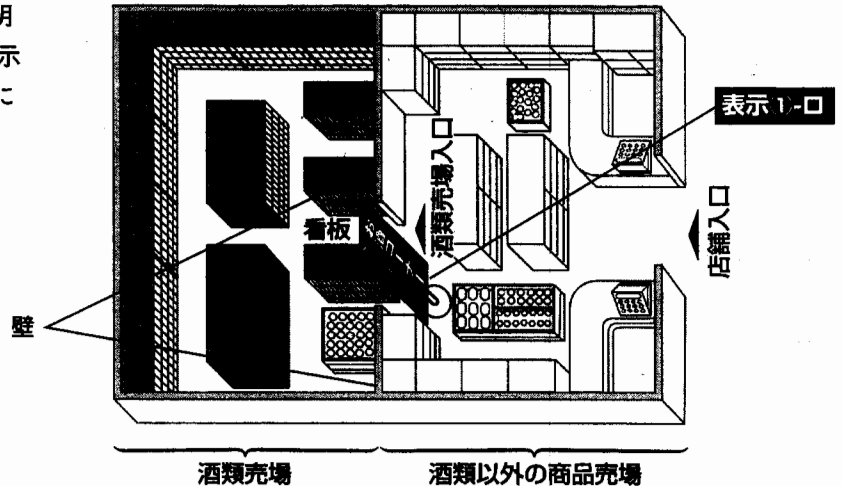
●酒類の陳列の仕方によって表示の方法が異なりますので、10～13ページを参照し売場に合わせた表示を行ってください。

酒類の適正な販売管理が確保されるためには、

■酒類と他の商品を明確に分離して陳列されることが望まれます。しかし、陳列することが難しい場合もあると思われます。このような場合には、酒類

1. 酒類と他の商品の陳列場所が壁等により明確に分離されている場合の表示例

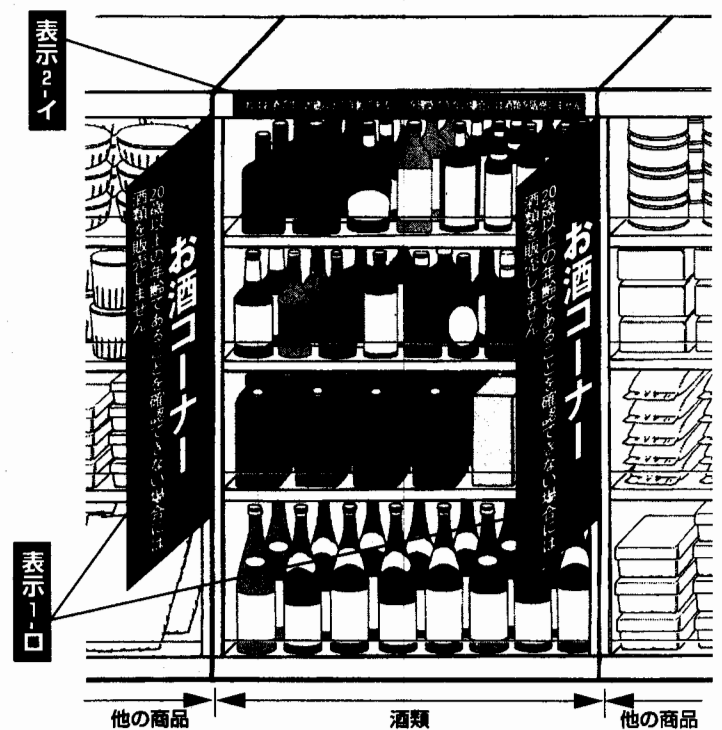
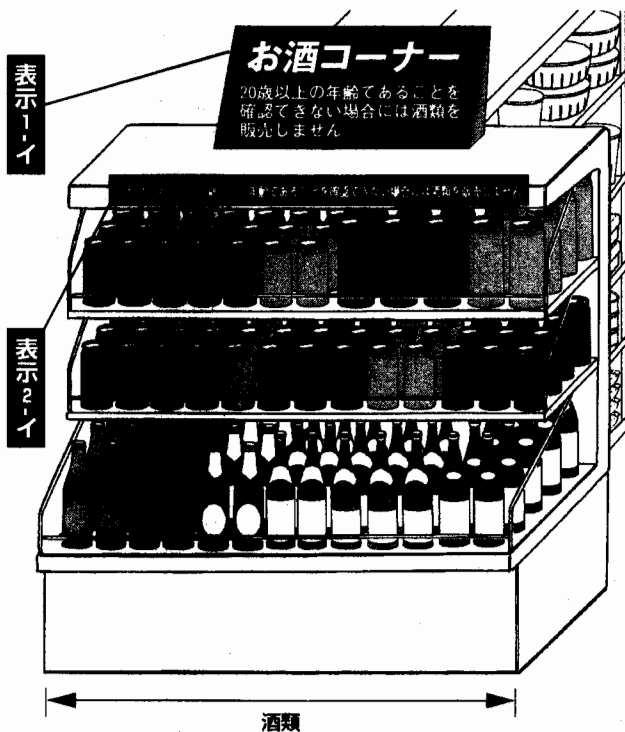
酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されている場合には、「お酒コーナー」等の表示(表示①)を酒類売場の入口付近などの見やすい場所に表示します。



2. 酒類と他の商品の陳列場所が壁等により明確に分離されていない場合の表示例

酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合には、酒類を他の商品と陳列棚等により明確に区分した上で表示するなど、陳列されている商品が酒類であることを購入者が容易に認識できる方法で表示します。

2-1. 陳列棚等に陳列されている商品の全部が酒類である場合



■まず、陳列棚等の見やすい箇所に酒類を「明確に区分」するための表示をします。

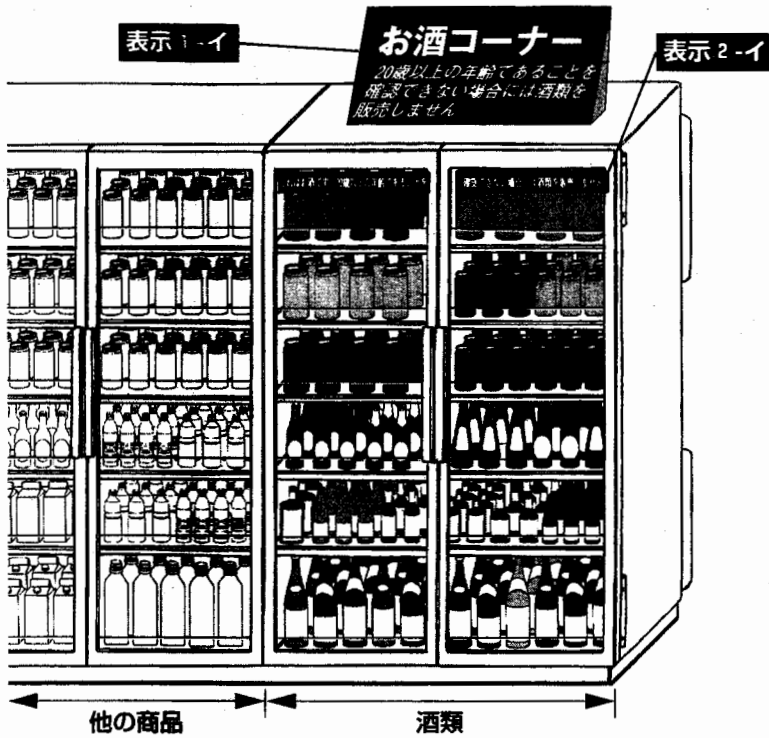
表示②-イ

これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。

表示②-ロ

これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。

店舗の広さや売場レイアウトの関係で、酒類と他の商品を明確に分離してと他の商品を明確に区分し、確実に表示しましょう。



調味料売場に みりんを陳列 している場合

みりんを他の調味料と区分して陳列し、その陳列箇所に「陳列されている商品がみりんである」旨又は「みりん」の文言を明りょうに表示していれば、「酒類の陳列場所における表示」をしなくても差し支えありません。



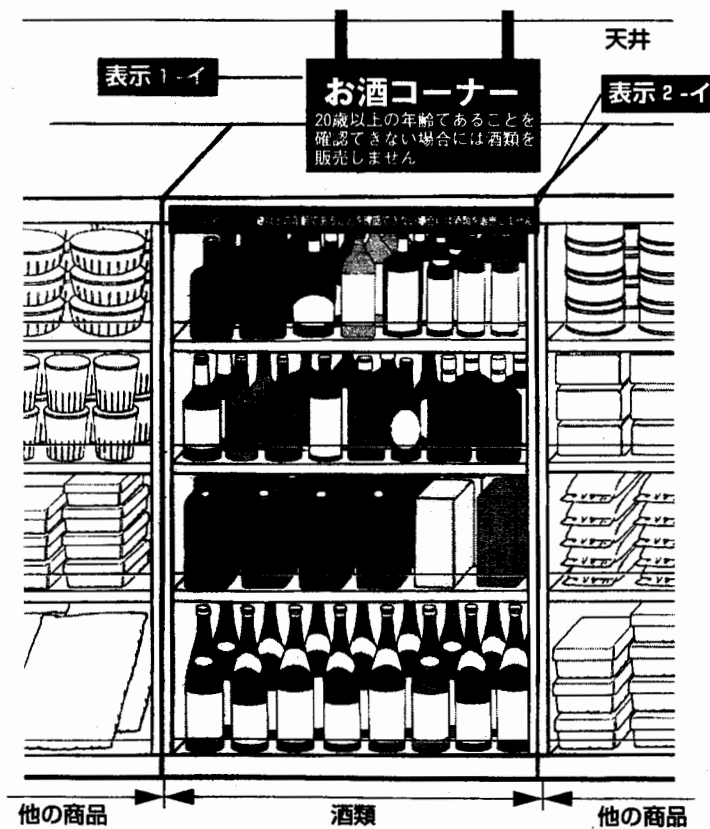
「ワインコーナー」 などと 表示する場合

清酒やワインなどの特定の種類の酒類だけを陳列する専用のコーナーが設けられている場合には、「お酒コーナー」等の表示に代えて、「清酒コーナー」や「ワインコーナー」等の表示をしても差し支えありません。



商品見本用の 酒類を陳列 している場合

酒類を商品見本として、あるいは売場のディスプレイとして陳列している場合には、「見本」等の表示をしていただければ「酒類の陳列場所における表示」をしなくても差し支えありません。



■さらに酒類の陳列場所に「酒類の売場である」旨等の表示をしてください。

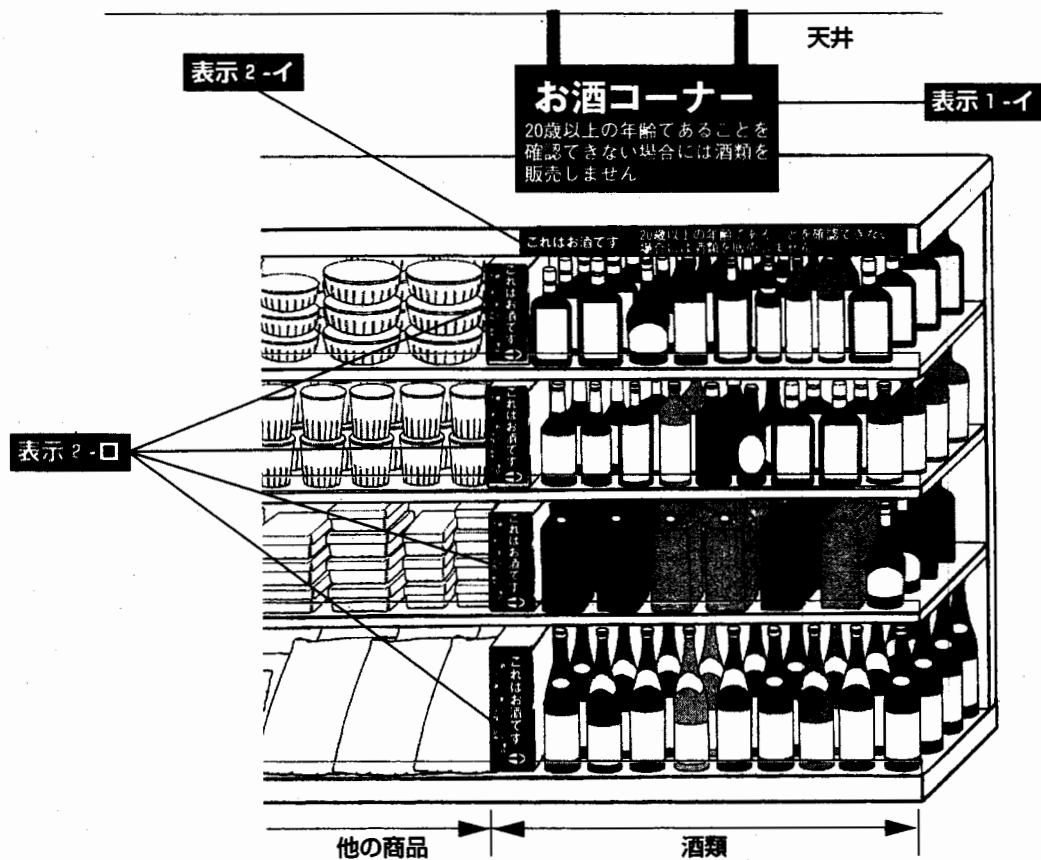
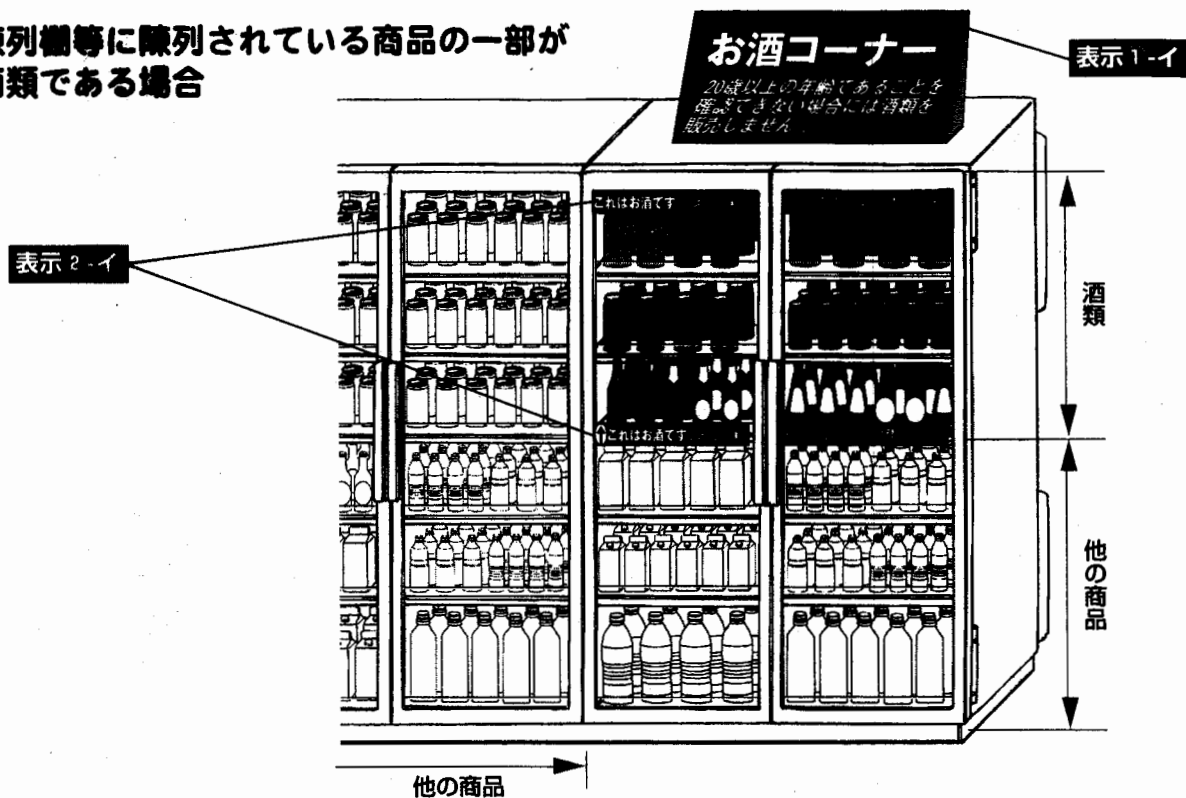
表示1-イ

お酒コーナー
20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません

表示1-ロ

酒類コーナー
20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません

2-2. 陳列棚等に陳列されている商品の一部が酒類である場合



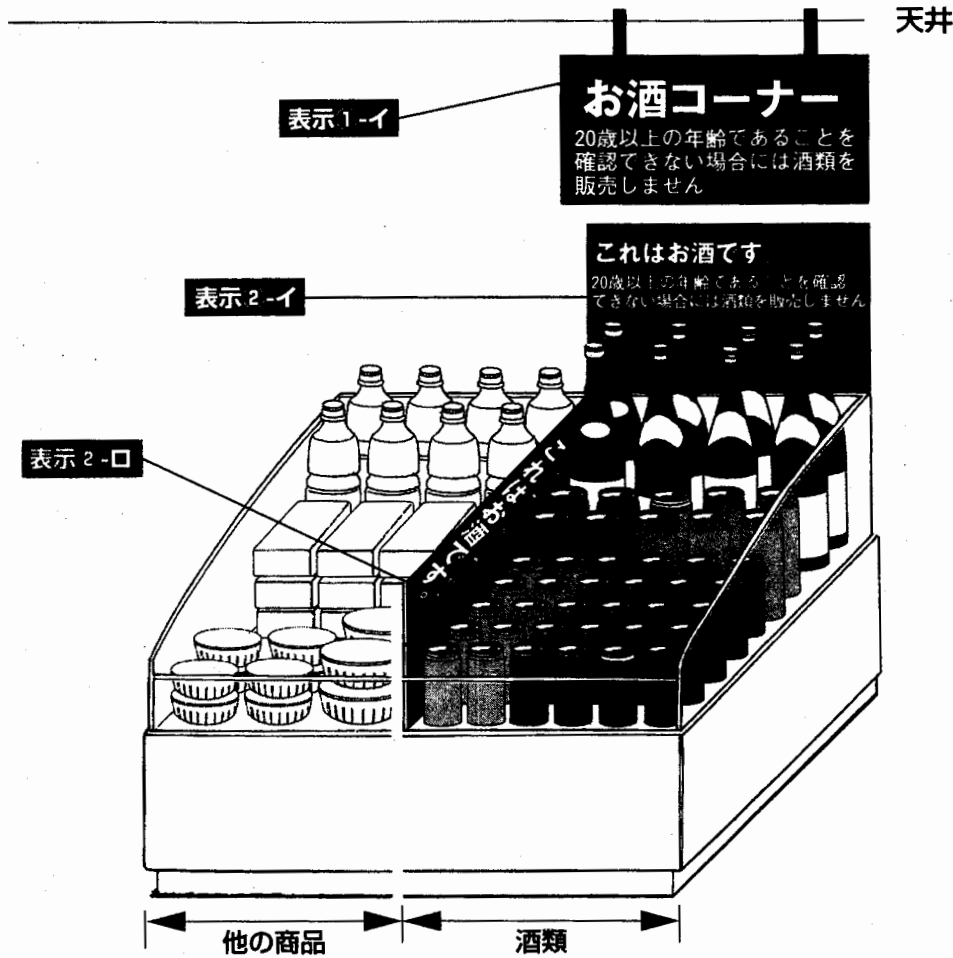
■まず①陳列棚等の見やすい位置及び②酒類と他の商品を区分している棚板又は仕切り板の両方に「明確に区分」するための表示をします。

表示2-イ

これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。

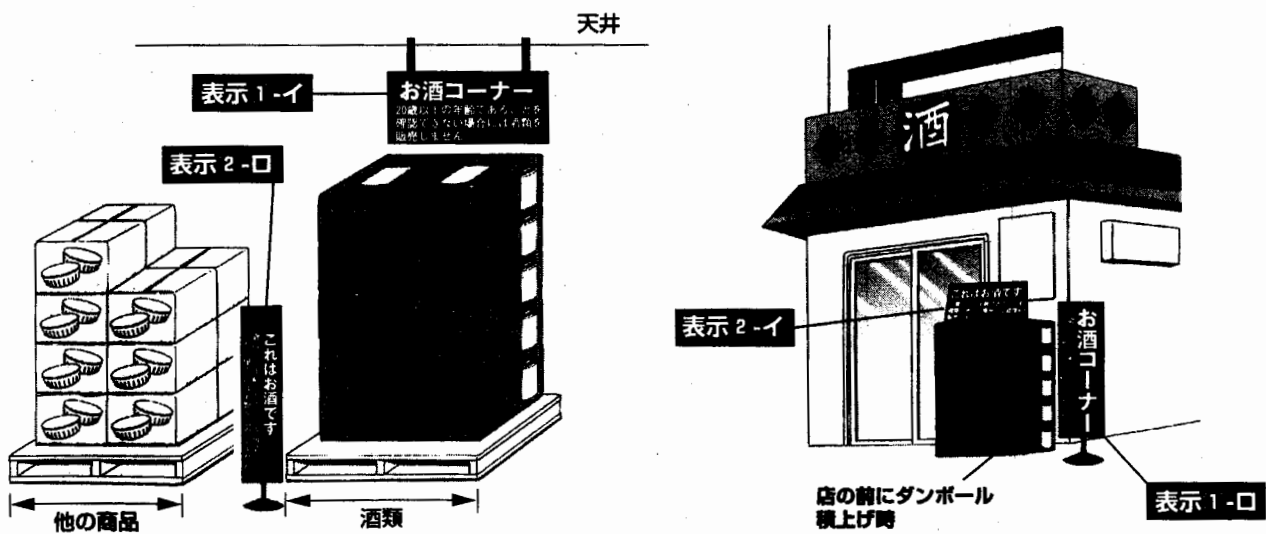
表示2-ロ

これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。



2-3. 床に箱又はケースに入った商品を積上げている場合

積上げている商品の全部が酒類であるか、一部が酒類であるかに応じ、前記(2-1)、(2-2)に準じて表示してください。



■さらに酒類の陳列場所に「酒類の売場である」旨等表示をしてください。

表示1-イ

お酒コーナー
20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません

表示1-ロ

酒類コーナー
20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません

酒類の通信販売又は酒類の自動販売機については、それぞれ次のとおり表示しなければなりません。

酒類の通信販売における表示

■販売場において酒類の通信販売を行う場合には、次の1~3に応じ、それぞれに掲げる事項を表示しなければなりません。

1. 酒類に関する広告又はカタログ等(インターネット等によるものを含む。)
「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨
2. 酒類の購入申込者が記載する申込書等の書類(インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面)申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨
3. 酒類の購入者に交付する納品書等の書類(インターネット等による通知を含む。)
「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨

■表示義務が課される通信販売とは、商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う商品の販売をいい、具体的には次のようなものが該当します。

- ①カタログやホームページ・電子メールを利用した通信販売
- ②新聞の折込チラシ等に「電話(FAX)いただければお届けいたします」等の表示をし、注文に応じて酒類を配達するもの。

■左記に掲げる事項は、10ポイントの活字(インターネット等による場合には酒類の価格表示に使用している文字)以上の大きさの統一のとれた日本文字で明りょうに表示しなければなりません。

【ホームページにおける表示例】

酒類の自動販売機における表示

酒類の自動販売機に対する表示については、「免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名、並びに連絡先の所在地及び電話番号」を表示しなければなりません。

【酒類の自動販売機における表示例】

未成年者の飲酒は法律で禁止されています

免許者の氏名又は名称	株式会社 ◎◎酒田
酒類販売管理者の氏名	◎◎一郎
連絡先の所在地及び電話番号	東京都千代田区霞ヶ関X-X-X 03-3581-XXXX

午後11時から翌日午前5時までは販売を停止しています

酒類小売業に対する社会的要請

酒類小売業には、これまで述べてきたような法令で定められた義務の遵守のほかに、次の事項をはじめとする様々な社会的要請への適切な対応が求められています。

① 未成年者の飲酒防止に積極的に取り組みましょう！

未成年者の飲酒に起因する事故等が社会的な問題となっています。未成年者の飲酒を防止するため、次のような取組を積極的に行いましょう。

(1) 未成年と思われる購入者には年齢確認を実施しましょう。また、「未成年者の飲酒は法律で禁止されています」「年齢確認実施中」などの店内放送の実施、ポス

ターの掲示などにより注意喚起をしましょう。

(2) 未成年者のアクセスが可能な従来型酒類自動販売機の撤廃、改良型酒類自動販売機への移行・適切な管理に取り組みましょう。また、将来的には全ての酒類自動販売機を撤廃していきましょう。

② 酒類の公正な取引環境の整備に取り組みましょう！

酒類業界の現状を見ると、酒類が顧客誘引の目玉商品として著しく安価で販売されるなど、過度な競争が行われているとの指摘があります。

独占禁止法、公正取引委員会の「酒類ガイドライン」、

国税庁の「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針」を遵守した販売を行うなど、公正な取引環境の整備に取り組みましょう。

③ 容器包装のリサイクルに取り組みましょう！

循環型社会の形成は国民全体に課せられた責務です。リターナブル容器入りの酒類を販売している場合には、次のことに積極的に取り組みましょう。

(1) 消費者がリターナブル容器を持参した場合の回収マニュアルを定め、酒類容器のリサイクルに積極的に取

り組みましょう。

(2) 酒類の売場に、ビールびんなどのリターナブル容器の周知のための表示及びこれらの空容器を回収している旨の表示をしましょう。

④ 適正飲酒を啓発しましょう！

過度の飲酒は、臓器障害やアルコール依存症などの様々な問題を引き起こします。また、無理な飲酒による急性アルコール中毒などの事故が社会的な問題ともなっています。

酒類を取り扱う事業者として、節度ある販売を心がけるとともに、店内放送の実施や店頭・売場への表示などにより適正飲酒を積極的に啓発しましょう。



お酒の適正な 販売管理に向けて

国税庁では、酒類の適正な販売管理の確保に資するため、酒類の販売管理状況等について、毎年4月、酒類小売業者の皆様から「『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」を提出していただくこととしております。提出時期が近づきましたら、所轄の税務署から報告書用紙をお届けしますので、提出いただきますよう、皆様の御理解と御協力をお願いします。

お分かりにならない点や更に詳しくお知りになりたいことがありましたら最寄りの税務署（酒類指導官、酒類業調整官部門）にお尋ねください。

国税庁ホームページでは、身近な税の情報を提供するとともに、酒類に関する情報を随時掲載しています。

- 国税庁のホームページのアドレスは、
<http://www.nta.go.jp/> です。

「酒類関係情報」は

<http://www.nta.go.jp/category/sake/sake.htm>
です。

